

伏見伊東家旧蔵資料に関する調査の中間報告

野村 朋弘

はじめに

京都府の宇治、ひいては山城地域は日本茶の産地として名高い。試みに平成二六(二〇一四)年度、農林水産省大臣官房統計部調べの荒茶生産高でみると、全国の中でも京都府は五位となっており、二、九二〇トンを生産している。「宇治茶」というブランドは、日本のみならず海外からの観光客にもよく知られた存在といえよう。

翻って日本茶の輸出をみると、平成二二(二〇一〇)には二、〇〇〇トンを超え、アメリカを中心とする諸外国に輸出されている。

日本茶が海外に輸出された嚆矢は、慶長一五年(一六二〇)にオランダの東インド会社が輸出したものだ。江戸時代末期の安政五年(一八五八)にアメリカと日米修好通商条約が結ばれたのを皮切りに、翌年には諸外国とも修交通商条約が結ばれ、日本茶は輸出品として位置づけられた。文久二年(一八六二)には約三、〇〇〇トンが輸出され、明治元年(一八六八)には四、五〇〇トンを超える。以降も輸出数は増大していく。明治期において茶は、生糸と並ぶ重要な輸出品として位置づけられている。「茶業ハ本邦ノ産業トシテ頗ル重要ナル位置ニ在ルノミナラズ、製茶貿易ノ消長ハ国家経済ノ上ニ至大ナル影響ヲ及ス⁽¹⁾」とある。かくして近代の貿易史においても茶業は、重要な研究対象といえよう。

茶の貿易史に関しては、日本茶輸出百年史編纂委員会による『日本茶輸出百年史』⁽²⁾があり、また近年では経済史の観点から、寺本益英『戦前期日本茶業史研究』⁽³⁾や、栗倉大輔『日本茶の近代史―幕末開港から明治後期まで』⁽⁴⁾などの研究成果が発表されている。特に寺本の研究は戦前期の茶業を体系的に論じている。

これらの研究によって、近代製茶業及び製茶貿易の通史を理解することができ。翻って、京都府の製茶(今日では宇治茶の名称でブランドینگがされ定着しているが、本稿では明治期の名称である山城茶とする⁽⁵⁾)に関しては、山城茶業組合編『山城茶業史』⁽⁶⁾や京都府茶業会議所編『京都府茶業百年史』⁽⁷⁾な

どが刊行されている。

それぞれ茶業組合活動を基として編纂されており、地域の茶業を知る上で欠かせない。

しかし茶業史を紐解くとき、課題となるのが資料的制約であろう。茶業全般は先に掲げた通り、「本邦ノ産業」として重要視され全体や各府県の生産高などは把握されている。しかしながら、茶業は生業であるが故に、生産者の廃業や、組織の改廃などによって史料が散逸してしまう可能性が高い。

筆者は、二〇一四年度から橋本素子を代表とする「中近世移行期茶生産景観に関わる宇治茶の歴史的研究―『宇治堀家文書』の調査研究⁽⁸⁾」に参加し、茶業史料に接する機会を得た。そうした中で、筆者は二〇一七年九月に茶業に関わるであろう資料群を古籍商から購入した。内容から京都府伏見の伊東熊夫氏に関わるものと推察されたためである。現在は京都造形芸術大学外苑キャンパスにて保管している。

かかる伊東については後述するが、明治期において山城茶の生産や貿易に尽力した人物である。この資料群を整理分析することによって、近代における京都の茶業や貿易の姿が垣間見ることができらるだろう。

そこで、二〇一八年度に本学の特別制作研究費助成を申請し、学生有志の協力を得て資料整理を行った。いまだ整理は半ばであるが、本稿はその資料整理の中間報告と、茶業に関わる資料目録(稿)を紹介したい。

一、近代茶業史

まずは日本の近代茶業史を概観しておきたい。

日米修好通商条約をもとに安政六年に神奈川(横浜)・長崎・箱館が開港し、本格的な貿易がスタートした。慶応三年(一八六七)に兵庫港(神戸)も開港し、関東では横浜、関西では神戸が茶の輸出拠点となる。

輸出された茶は、再製茶と呼ばれるものである。再製茶とは、一度出来上がった茶を乾燥・摩擦したものである。日本国内で生産された茶には水分が含まれており、輸出途中に腐敗しないため、品質を保つように再加工する必要があった。

「鍋焙」によって作られる「釜茶」と「籠焙」によって作られる「籠茶」がある。これら再製加工が茶貿易の特徴であると栗倉は指摘している⁽⁹⁾。

こうして再製された茶は、生糸と並んで日本の輸出品とされたことは、前述の通りである。しかし、輸出数が増大し、好況になると問題視されたのが、粗製濫造や異物混入といった粗悪價造茶であった。京都府は明治三年（一八七〇）に「製茶濫制を厳禁」する布告を行い、翌年には「粗悪茶厳禁」を布告している。それだけ問題視されといえよう。

同七年（一八七四）には内務省に「勸業係」が設置され、粗悪茶の取り締まりがなされた。

続く全国茶業者大会で粗悪茶の対策が協議され、政府や府県、業者間の努力があったものの後を絶たず、明治一七年（一八八四）一月に粗悪茶の取り締まりを目的とした「茶業組合準則」が發布された。京都府では三月に府下に布達している。「茶業組合準則」の第三条には「目的」として、「他物若クハ悪品ヲ混淆シ或ハ着色スル等総テ不正ノ茶ハ製造売買セザルコト」を禁じている。また三年後には「茶業組合規則」が設けられて、粗悪茶の罰則を規定した。こうした粗悪茶の撲滅のため、茶業者の組織化がはかられていくが、京都府では、「茶業組合準則」の発布前、前年一二月に「京都府甲第一一一号布達」をもって組織要項が示され、翌年三月には組合が設置された。

京都府において、茶業が如何に重要視されていたかを示すものといえよう。明治一七年の設置された京都府下茶業組合取締所の頭取に伊東熊夫、議長は山西春根が選任された。また明治二〇年（一八八七）に「茶業組合規則」が設けられた際、組織が改められて、京都府茶業組合聯合会議所となる。伊東熊夫は議長を務め、事務所は紀伊郡伏見に置かれた。

二、伊東熊夫について

京都府の茶業組合の初代頭取を務めた伊東熊夫は、嘉永二年（一八四九）に綴喜郡普賢寺村で生を受けた。明治一〇年は綴喜郡第三区区长、同一一年に京都府山城茶業者総代会議員、同一二年に京都府会議員に当選し、同一七年京都府下茶業組合の頭取、同一〇年の京都府茶業組合聯合会議長、会頭を勤めつつ、神戸製茶調査所所長も兼ねた。また全国の茶業組合中央会議所副議長なども歴任し、近代茶業史において欠かせない人物といえよう。

特に本稿とも関わるが、茶業の発展のため輸出業にも力をそそぎ、明治一八年（一八八五）には有志とともに山城製茶会社を設立している。この山城製茶会社

社は同二二年（一八八九）まで運営されている。更に同二九年（一八九六）には神戸港に日本製茶輸出株式会社を設立している。

伊東の山城茶業のみならず、京都府政、更には衆議院議員にも当選しており、京都府ひいては日本茶業の発展に寄与した。

しかし、先に掲げている寺本や粟倉らの先行研究で伊東や山城製茶会社などについて詳述されていない。

経済史の観点では、人物史そのものは研究対象とならないのかも知れないが、なにより、原因は資料群制約にあるだろう。生業に関わる資料群は廃業などよって散逸する可能性が高い。そのため明らかにされない点が多々ある。

今回は幸いにして伊東の関わる資料について、おそらくではあるが一部分を入手することができた。これを整理・保存していくことは、伊東熊夫の個人史のみならず、近代の山城茶業の発展の経緯を詳らかにできよう。

三、資料の整理について

購入時は、一つの段ボールに収められ、その他の資料の残存状況などは分らなかった。そこでまずは資料の整理と目録化を行うため、はじめにでも述べた通り、本学の特別制作研究費助成の申請を行い、資料整理のため保管用の中性紙箱及び封筒の購入を行った。

また学生の有志を募り、資料整理を行った。

実施したのは、二〇一八年六月と二〇一九年二月である。参加した学生諸氏は次の通りである。

第一回の二〇一八年六月二四日は、京都造形芸術大学の学部（芸術学科・芸術教養学科）の在校生・卒業生及び大学院の在校生・修了生と、國學院大學の学部生が参加した。

白井隆文、横山由美子、齋藤葵、佐藤桂子、上條美樹、伊藤仁、百瀬頭永、岩崎淳子、天野あゆみ、岡見みどり、宮田裕子、服部雅子、高野素子、矢野淳子、高橋あけみ、杉山紀子、杉原正治、益留順子、伊林帆奈美、酒井悦子、渡辺直子、櫻井めぐみ、内田光子、篠原佐和子、小島理恵、椛川圭介、矢口秀夫、西井裕美、稲本あかね、村田佳彦など（参加名簿に記載順、敬称略）

第二回は二〇一九年二月二日に実施し、京都造形芸術大学の学部(芸術学科・芸術教養学科)の在校生・卒業生及び大学院の在校生・修士生が参加した。

横山由美子、岩崎淳子、岡見みどり、久保朝美、倉田美穂、佐藤桂子、渡辺直子、杉山紀子、服部雅子、川崎和子、西井裕美、内田光子、高野素子、本多博子、永吉千恵子、高橋あけみ、楠香恵子、雨宮智花(参加名簿に記載順、敬称略)

第一回目は、それぞれの資料を封筒に入れ、内容を鑑み封筒に印刷した一点目録に記入を行った。第二回目は、封筒入れを継続し、必要に応じて撮影を行った。

今回の資料群の総点数は四九五点となった。それぞれ仮番号を付し、後日整理・全点目録を取ったあとに、整理番号を付す予定である。

中性紙箱には、一箱に一〇〇点の資料を入れ、合計五箱として保存している。資料群の名称は仮称として「伏見伊東家旧蔵資料」とした。それは次のような事由に依る。

まず資料群の内容は、茶業に関わるもの他、江戸時代の田地売券や、借用状が多くみられた。文書の宛名の多くが伊東家であること、また茶業については、これまで述べてきた山城製茶会社など伊東熊夫が深く関わった会社の資料ということがあげられる。次に旧家からの一括購入をしたものという古籍商の説明と手紙や成績表、卒業証書など近代および現代にかかる伊東家の私的な資料も多数みられるためである。

今後は、整理の後、全点目録を作成する予定であるが、近現代の私的な資料も含まれるため、目録の項目や公開方法などについては検討を要する。公文書館などの事例を調査しつつ、目録作成を進める中で、解決すべき課題としたい。

そうした全四九五点の中で、茶業に関わる資料の他、特徴的なのが文言がなく、白紙に印形のみある資料である。捺されている箇所から、借用状や委任状などに用いるものではないかと推察されるが、文字情報がないため詳細は不明である。中近世の宇治の資料『宇治堀家文書』においても、茶園を増成するため、茶師によって多くの土地の集積がなされていた。伊東家も近世後期からの田地売券を多く有しており、同様の可能性がある。しかし、他の地域で印形のみが捺され、遺されている資料は管見の限り、見たことがない。今回は、資料

の写真を掲載し、他の事例について教えを請うとともに、他の事例の有無について今後調査する予定である。



図1 購入した状態の資料群



図2 第二回資料整理の撮影風景



図3 仮番号〇二五三「印形のみの白紙文書」

四、茶業に関わる資料目録（稿）

総点数四九五点のうち、茶業に関わるものと判断されたもの六四点を資料目録（稿）としてまとめた。

但し資料の内容については、今後も分析を行うため、点数の増減も予想される。今回はあくまで保存・整理の中間報告として、目録（稿）として公開し、教示を得たい。

山城製茶会社の考課状は、第一回（一回のみ考課帖と表記されている）、第三回、第四回、第五回のもので遺されている。特に明治一九年四月に発行された第一回目の考課状には、会社の成立の経緯などが詳述されている。

この「山城製茶会社第一回考課帖」によると、明治一八年五月から、同一九年四月三十日までの事務の概観と会社設立の計画と顛末を示し、株主各位に公告するとある。考課帖冒頭の設立趣旨は次の通りである。少し長くなるが引用して示したい。

抑モ本社ヲ創立シタル起因ハ、明治十七年三月政府準則ヲ発布シ、茶業組合ヲ組織セシメラルルニ及ビ、府下ニ茶業組合取締所ヲ設置シ、会所頭取ニ伊東熊夫取締役ニ今村忠平三木宗右衛門等其選ニ当レリ、而シテ組合ノ目的タル、単ニ結合ノ力ヲ以テ当業ノ衰頹ヲ挽回スルニアリ、故ニ頭取取締役等就任已来、一ニ組合ノ目的ヲ達セシコトニ孜孜汲々トシ、苟モ組合ノ徒法ニ属シ、国産ノ衰耗ニ帰セラレンコトヲ憂苦シ、東奔西馳シテ当業者ノ状態ヨリ貿易市場ノ慣習等ヲ取調ヘン為ニシテ、内ハ従来屈指ノ茶商或ハ当業ノ為ニシテ失敗ヲ取リタル人々ニ就キ、或ハ是迄合同シテ会社ヲ起シ久シキニ堪ヘスシテ瓦解ヲ招キタル蹟、或ハ開港場貿易商等ニ就キ其事実ヲ尋テ外ハ当業ニ従事スル某洋人、或ハ居留外国領事官ニ至リ、或ハ久シク米国ニ在留シタル人等ニ就キ当業貿易ノ有様需用地ノ情況ヲ探リ、或ハ我国居留商館ニ於テ製造或ハ輸出スル実況等ヲ見聞シタルニ、従来当業者ノ弊害不利枚挙ニ遑マアラス、而カモ其弊習久シキヲ経始ント蟻根錯節容易ニ摧ク可カラサル勢トナレリ、然レトモ之レヲ等閑ニ附スルトキハ、当業倍々衰頹シ国家ノ経済亦減縮スルニ至ル者ナレハ、如何トモシテ之レカ矯正ノ道ヲ求ニシテ斯ノ業ヲシテ永遠ニ維持センコトヲ講シ百方其方案ヲ考覈シ、或ル方案ヲ爾シテ某商館ニ談シ或ル方法ヲ以テ当業者ニ金融ノ

便ヲ与ヘ、投売ノ弊ヲ防ガン為ニシテ某銀行ニ謀ル等ノコトアルモ或ハ姑息ノ策ニ出テ永遠ニ望ミヲ属スルコトヲ得ス、到底永遠ニ望ミヲ属シ斯業ノ挽回ヲ計ランニハ、外人ノ手ヲ経ズシテ内地ニ於テ再製荷造リノ業ヲシテ直輸入ヲ為スル一途アルノミ、素ヨリ花主ノ未ダ定マラス信用声價ノ未ダ遍チカラザル間ニ於テハ、幾多ノ困苦小難ハ予期スル所ナレドモ、能ク忍耐シテ斯ノ事業ヲ経営シ着々歩ヲ進ムルトキハ早晚信用声價ヲ得テ其目的ヲ達スルノ曙ヲ期シ得ラルベキヲ信シ、遂ニ明治十七年十月ニ至リ左ノ趣意書及ヒ会社規則要略トヲ発シ有志者ヲ喚起シタルニ起因セリ

山城製茶売捌会社創立趣意書

※漢字は原則として新字に改め、合字・略字は現行の仮名文字として表記した。

明治一七年一〇月に「山城製茶売捌会社」として創立した会社は、翌年「山城製茶会社」と名称を変更されている。

そして機器の購入や銀行の借り入れの記録などが記されている。また株数は一一八九株、株主人員は四四二名とある。株金は四三三〇円であった。次に明治一八年五月から一年間の「持込茶」は一五七、二四八斤、人員は六五二名、輸出原茶は一四五、三九二斤、再製仕上茶は三〇、三一四斤とある。

会社に持ち込まれた茶の内、盟約持込茶は愛宕郡三、四八四斤、葛野郡一〇、八八二斤、上下京区六、〇四三斤、乙訓郡一、二八五斤、紀伊郡一三、八四一斤、宇治郡六、一二四斤、久世郡一〇、六五二斤、綴喜郡二五、二二七斤の計八七、五三八斤であった。委託持込茶の総額は六九、七二〇斤である。

こうした考課状は、山城製茶会社の内実を知るに重要だが、本資料群では更に仮番号〇〇〇〇三「会社創立日誌」や、仮番号〇〇〇〇一六「ブラックテール商会書翰抄訳」、仮番号〇〇〇〇七四「横浜ウォルシュ・ホール商会の販売問合わせの件」といった、日常の業務内容や考課状の土台となる資料が多く遺されている。

特に仮番号〇〇〇〇三「会社創立日誌」については、考課状の土台として、加筆修正された文言が記されており、会社の設立に関わる資料として重要だろう。仮番号〇〇〇二二七「神第四号 横浜正金銀行より貸し付けの書類」などは、製

茶機械の購入のための借入金に関わる資料であり、会社運営の具体的な内実が明らかとなる。こうした伊東に関わる茶業組合や会社の報告書や勘定書が多数遺されているのは、近代茶業史における概説的な輸出茶業の理解に肉付けをするものといえる。

また、ウォルシュ・ホール商会については、横浜で再製加工場を有しており、取引が明らかにされたのは発見といえる。伊東熊夫が後に神戸で日本製茶輸出株式会社を設立している通り、関西の茶業は神戸との関わりが強いものの、横浜の商会との関係は、これまで言及されることが少なかった。今後資料群を分析して詳らかにしたい。

この他、注目すべきものには仮番号〇〇〇八「紅茶伝習生証書授与簿」など山城における紅茶製造に関わる資料がある。明治十一年(一八七〇)には、内務省勧農局が紅茶伝習所を静岡、福岡、鹿児島に設置し、翌一二年には滋賀、三重に設置している。一三年には岐阜、熊本、堺、大分にも設置し、横浜に紅茶商會を設立した。紅茶の輸出を行うためである。これまでの紅茶製茶の研究では、京都における紅茶伝習所などの記述はみられなかったが、本資料群の「紅茶伝習生証書授与簿」などから、京都においても同様の伝習所があったことがわかった。

本稿では史料整理の中間報告という事情から、幾つかの資料を紹介したに過ぎない。しかし本資料群にある茶業に関わる資料は、近代における京都の茶業や貿易の姿を明らかにしうるものといえよう。

おわりに

本稿では、京都造形芸術大学外苑キャンパスにて保管している「伏見伊東家旧蔵資料」の史料整理の中間報告を行った。考課状をはじめとする山城製茶会社や日本製茶会社、茶業組合に関わる資料は、京都における近代茶業の一端を垣間見られる良質な資料群と考えられる。

いまだ全点目録の作成途中ではあるものの、茶業に関わる六四点の資料は、これまでの先行研究で明らかにされていない輸出茶の具体的な有り様を示している。但し、本文でも述べた通り、今回作成した茶業に関わる目録(稿)は、あくまで(稿)に過ぎない。近現代の「家」が有していた資料群をどう整理し公開していくかという課題も残されている。今後は資料群の翻刻・分析を進めて、更

に近代茶業史の解明をはかりたい。

註

- (1) 農商務省が明治四五年(一九一三)に発行した『茶業ニ関スル調査』より。
- (2) 日本茶輸出百年史編纂委員会『日本茶輸出百年史』日本茶輸出組合、一九五九年。近代の日本茶輸出の通史であるとともに、取引高なども多く提示され、有益な資料となっている。
- (3) 寺本益英『戦前期日本茶業史研究(関西学院大学経済学研究叢書)』有斐閣、一九九九年。
- (4) 粟倉大輔『日本茶の近代史 幕末開港から明治後期まで』蒼天社出版、二〇一七年。
- (5) 京都茶農業協同組合 (<http://www.kyotocha.or.jp/yjtda.html>)
- (6) 山城茶業組合『山城茶業史』山城茶業組合、一九八四年。
- (7) 京都府茶業会議所編『京都府茶業百年史』京都府茶業会議所編、一九九四年。この他、近年では、石井寛治・林玲子編『近世・近代の南山城―綿作から茶業へ』(東京大学産業経済研究叢書)東京大学出版会、一九九八年がある。特に南山城の綴喜郡や相楽郡の資料を用いて製茶経営の実態を明らかにしている。
- (8) 代表者橋本素子「中近世移行期茶生産景観に関わる宇治茶の歴史的研究『宇治堀家文書』の調査研究」として、二〇一四年度から二〇一七年度まで調査・研究を実施した。生業としての茶業に関わる研究は多くはなく、中近世については橋本の研究が代表的なものである。宇治堀家文書は、現在、国立歴史民俗博物館に所蔵されており、中世から近世までの茶師の史料である。
- (9) 粟倉論文より。

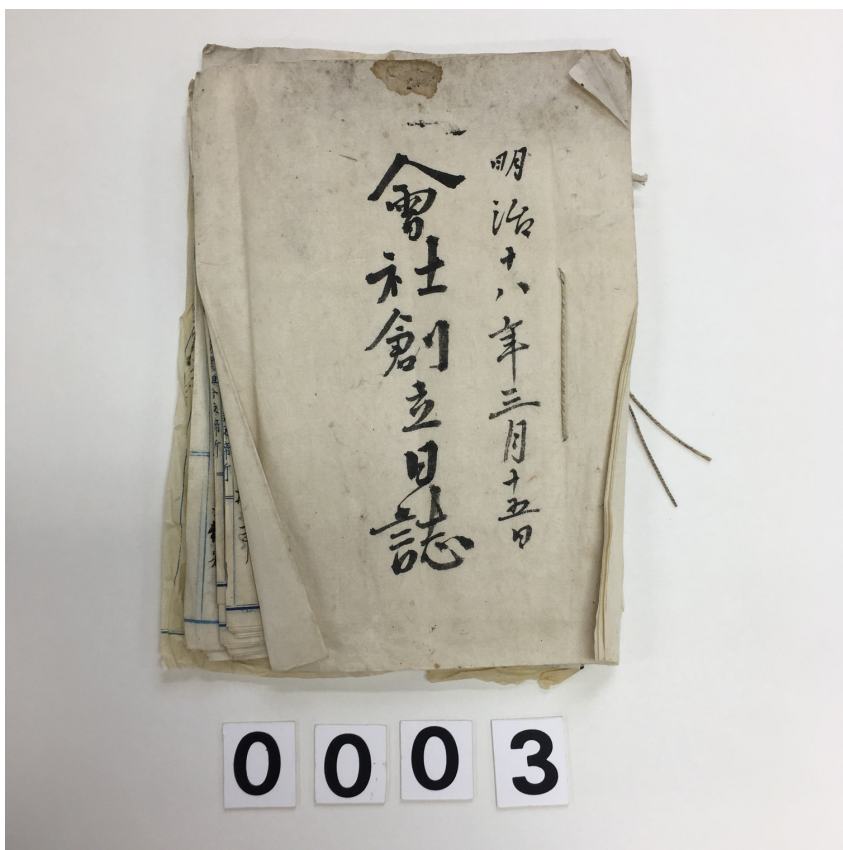


図4 仮番号〇〇〇三 会社設立日誌

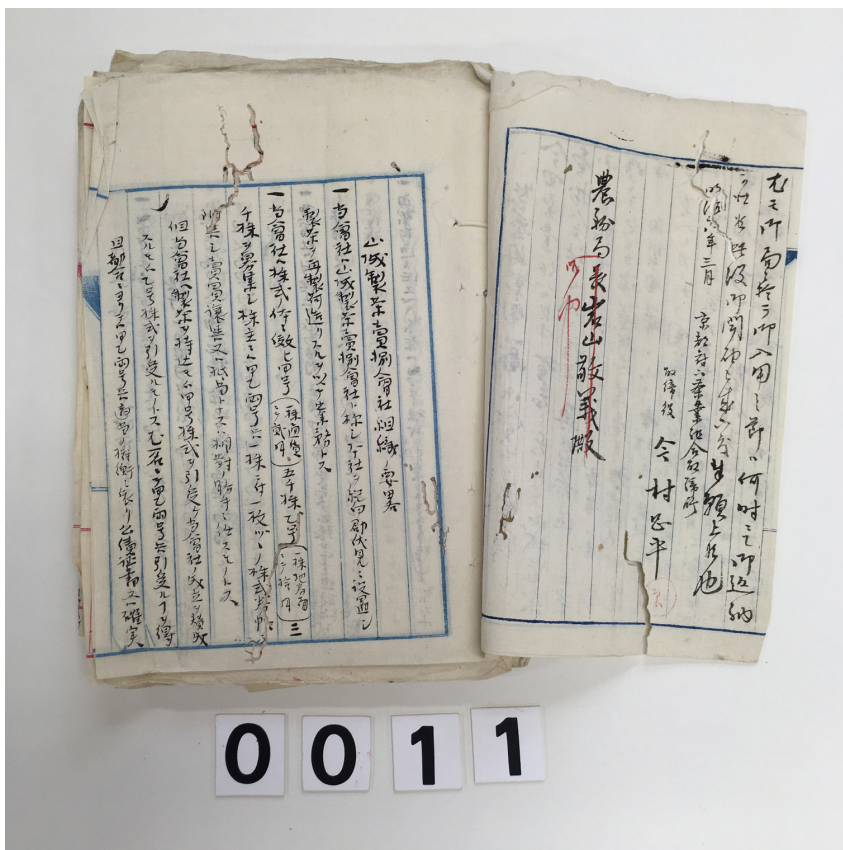


図5 仮番号〇〇一一 製茶再製用篩師御貸付之儀、山城製茶売捌会社組織ノ概要など

受取人	発行所	備考	記入者
		山城製茶売捌会社設立の事、明治18年まで	篠原
	山城部紅茶伝習所	卒業証書授与割印簿	齋藤
		表題のほか、11文書あり	岡見
		山城製茶会社輸送ノ茶の売捌	櫻井
山城製茶会社々々長伊藤熊夫			西井
		紅茶伝習所規程・生徒心得	横山
		明治22年度	岩崎
		明治20年度	天野
		明治19年度	高橋
			川瀬
			白井
山城製茶会社		紐育（ニューヨーク）市場に於いての製茶競買価格報告書など	矢野
		当地（アメリカ）での日本茶商況がよくないとの報告	上條
		山城製茶直輸会社を伏見に設置するにあたっての契約書案	天野
			齋藤
農商務大臣 山縣有朋		京都府知事北垣国道受理、農商務次官吉田清成登録証下付	川瀬
		シカゴ発神戸着20年10月15日～11月11日、価格記載あり	稲本
京都府知事北垣国道	山城製茶会社		服部
		製茶業が盛んとなり売捌に別会社を設置し経費の取り決めなどを定める。明治18年から明治23年までを期限としている。	内田
山城製茶会社社長 伊東熊夫		山城製茶会社加盟にあたって金銭が用意できずに借用する際地券を抵当に入れる旨の証	天野
	三条商報会社		百瀬
山西		京都府・大阪府・滋賀県・奈良県・三重県の茶業組合総合会議所	西井
		明治39年度、紅礮茶販路及商況視察など	高橋
		予算総額4980円	
			白井
農商務大臣岩村通俊			齋藤
			櫻井
京都府知事北垣国道	三条東洞院商報会社		益留
		明治33年現行茶業組合中央会議所規約全など	横山
	関西茶業会本部		川瀬
	宮本活版所	等級表など	稲本
		出品者辻利、上林家の記述有り	矢野
京都府知事北垣国道	三条商報会社		篠原
		売捌く茶の価格についての意見、商標について	内田
		番号・等級・形・色など	高橋
伏見起業合資会社			渡辺
京都府知事北垣国道			酒井
農商務大臣岩村通俊		茶業が経済的に困難な状況にあり農商務大臣に救済を求めるもの	天野
	茶業組合中央会議所		上條

表1 伏見伊東家旧蔵の茶業に関わる資料目録(稿)

仮番号	表題(資料名)	和暦	西暦	形態	差出人
00003	会社創立日誌	明治16	1883	綴	
00008	紅茶伝習生証書授与簿	明治27	1894	綴	
00011	製茶再製用篩師御貸付之儀、山城製茶売捌会社組織ノ概要など			綴	
00016	ブラックテール商会書翰抄訳	明治20	1887	綴	
00019	商標登録証	明治20	1887	状	農商務次官吉田清成
00020	紅茶伝習所規程	明治26	1893	綴	京都府茶業組合紅茶伝習所
00021	山城製茶会社第5回考課状	明治23	1890	冊子	社長 伊東熊夫
00023	山城製茶会社第3回考課状	明治21	1888	冊子	社長 伊東熊夫他取締役4名
00024	山城製茶会社第2回考課状	明治20	1887	冊子	社長 伊東熊夫他3名
00027	(非売品) 日本製茶輸出株式会社仮定款			冊子	
00028	山城紅茶伝習所卒業式答辞	明治28	1895	状	保尾常吉
00034	紐育市場での製茶市場報告	明治20	1887	綴	ビーブ・ブラザル商会
00037	シカゴ発ラプ氏書翰抄訳	明治20	1887	綴	
00041	契約書	明治18	1885	綴	
00042	粉摺人夫帳	明治36	1903	冊子	
00050	山城製茶株式会社商標登録願及び商標明細書	明治20	1887	綴	山城製茶株式会社社長 伊東熊夫
00054	ラプ氏書翰訳	明治20	1887	綴	
00057	山城製茶会社規則	明治18	1885	冊子	山城製茶会社社員惣代
00064	山城製茶売捌会社組織ノ要略(土台)			綴	
00066	山城製茶会社借用証書式	明治		状	
00068	京都府久世郡茶業組合同規約	明治21	1888	冊子	
00069	茶業組合(二府三県)からの改善要望書	明治22	1889	状	伊東
00072	明治39年度第拾貳期営業報告書	明治40	1907	冊子	日本製茶輸入株式会社
00073	同盟府県製茶調査所廿三年度経費収支予算	明治24	1891	状	
00074	横浜ウォルシュ・ホール商会の販売問い合わせの件	明治19	1886	綴	
00075	茶業の儀につき懇願書	明治22	1889	綴	茶業組合中央会議議員総代
00076	茶業組合共同検査方法草案			和	
00077	山城製茶会社第1回考課帖	明治19	1886	冊子	山城製茶会社社長伊東熊夫
00082	茶業組合同規則	明治33	1900	冊子	
00083	(非売品) 関西茶業第2回大会日誌	明治27	1894	冊子	
00090	山城製茶会社荷物取扱規則			綴	
00083	御内覧茶目録			綴	山城製茶会社
00098	山城製茶会社規則	明治18	1885	冊子	社員惣代伊藤熊夫他
00103	20年11月4日チカゴ発ラプ氏書翰抄訳	明治20	1887	綴	ラプ氏
00105	明治20年5月審査手控 一号	明治20	1887	帳	
00107	輸出製茶仕切勘定書写	明治32	1899	綴	日本製茶輸出株式会社
00109	明治20年11月山城製茶会社規則	明治20	1887	冊子	山城製茶会社社長伊東熊夫
00112	茶業の儀ニ付懇願書	明治22	1889	綴	茶業組合中央会議議員総代
00113	有限責任日本製茶会社創立証書	明治22	1889	冊子	

受取人	発行所	備考	記入者
		神戸港に製茶調査所を設ける	齋藤
		兵庫・京都・大阪・徳島・静岡・鹿児島・長崎の代表者連盟による建議	矢口
伏見起業合資会社			矢野
			齋藤
伏見起業合資会社		シカゴ、デトロイト、ニューヨーク送り輸出勘定書	上條
	茶業組合中央会議所		伊林
伏見起業合資会社			天野
	三田印刷所		高橋
			酒井
株主会議			佐藤
		第一国立銀行伏見出張所と山城製茶会社との約定書	櫻井
伏見起業合資会社			齋藤
伏見起業合資会社			伊藤
伏見起業合資会社		伊禄丸、シカゴ送り／インドマサマ号、ニューヨーク送り	櫻井
			横山
			渡辺
伏見起業合資会社			川瀬
京都府知事北垣国道		前欠	齋藤
伏見起業合資会社		アゼチック号、セントポール送り	上條
		名義、商標の件	杉山
伏見起業合資会社			白井
伏見山城製茶会社			村田
		諸器械買入のため金500円を借り受ける	村田

表1 伏見伊東家旧蔵の茶業に関わる資料目録(稿)

仮番号	表題(資料名)	和暦	西暦	形態	差出人
00114	製茶調査所規約			枚	
00115	建議趣意書	明治22	1889	冊子	
00127	日本からアメリカ・カナダへの輸出費用報告	明治35	1902	綴	日本製茶輸出株式会社
00129	字煤谷山絵図	明治8	1875	枚	
00137	茶業組合中央会議所 明治21年度会計報告	明治22	1889	冊子	茶業組合中央会議所 会計主任
00138	輸出勘定書	明治35	1902	綴	日本製茶輸出株式会社
00139	横浜神戸両出張所製茶調査所報告	明治31	1898	綴	
00141	輸出勘定書 エムプレス・オブ・チャイナ号、旅順号、ドーリック号、シモサ号	明治35	1902	綴	日本製茶輸出会社
00142	中央茶業組合本部報告 第16号	明治17	1884	綴	東京 中央茶業組合本部
00143	紐育発 事務連絡	明治20	1887	綴	
00144	明治19年5月以降 本社取扱事務大要 報告書	明治20	1887	綴	山城製茶会社
00145	約定書	明治18	1885	綴	
00155	輸出製茶仕切勘定書写	明治35	1902	綴	日本製茶輸出株式会社
00168	輸出勘定書	明治35	1902	綴	日本製茶輸出株式会社
00175	輸出勘定書	明治35	1902	綴	日本製茶輸出株式会社
00192	中央茶業組合本部報告 第33号	明治20	1887	冊子	東京 中央茶業組合本部
00196	三重県製茶会社視察			綴	
00198	輸出勘定書	明治33	1900	綴	日本製茶輸出株式会社
00202	山城製茶売捌会社創立趣意書、山城製茶会社規則、製茶直輸出御保護願(土台)	明治17	1884	綴	京都府下茶業組合取締所頭取伊東熊夫
00207	仕切勘定書	明治33	1900	綴	日本製茶輸出株式会社
00214	山城製茶売捌会社よりウォールン商会へ依頼状			綴	
00225	輸出勘定書	明治35	1902	綴	日本製茶輸出株式会社
00227	神第4号 横浜正金銀行より貸し付けの書類	明治16	1883	枚	横浜正金銀行神戸支店
00247	貸付証			枚	山城製茶会社
00266	明治37年5月26日輸出再製茶明細書	明治37	1904	枚	

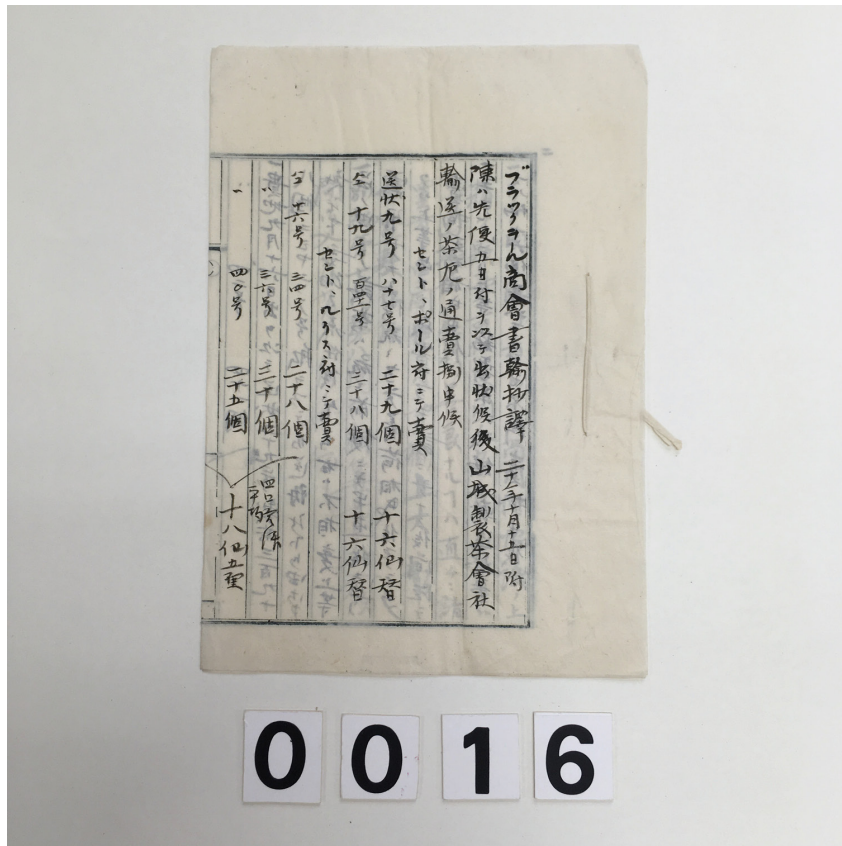


図6 仮番号〇〇一六 ブラクテル商会書翰抄訳

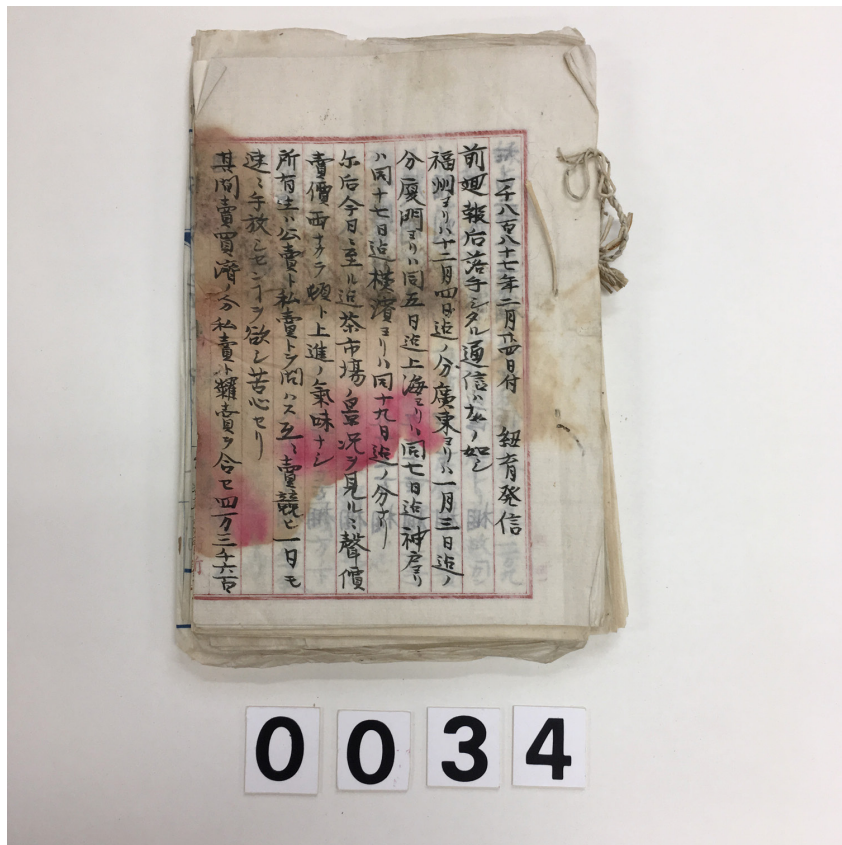


図7 仮番号〇〇三四 紐育(ニューヨーク)市場での製茶市場報告